案件名 志賀原子力発電所 1 号機の第3回定期事業者検査の実施体制に 関する原子力安全・保安院の評価について

本日、原子力安全・保安院より北陸電力に対し、「志賀原子力発電所1号機の第3回定期安全管理審査の審査及び評定の結果」の通知が行われた旨北陸電力から連絡があった。

審査の結果、北陸電力は、定期事業者検査に関連する規程類は整備され、その規程類に従って定期事業者検査が実施されていると評価されている。

ただし、審査で見出された改善すべき事項について、改善の実施状況を確認していく必要があるとの理由で、「定期事業者検査の実施体制はおおむね機能しているものの、保全の有効性評価プロセスの一部に改善すべき事項が有り、その是正処置の定着状況の確認が必要であると認められる」と評定されている。

(改善すべきと指摘された事項)

「劣化メカニズム整理表」に従い作成する「点検手入れ前状態データ」において、補助ボイラーの点検工事に関し改善すべき事項が認められた。

- ・腐食の記載について、「整理表」では形態別に記載されていたが、 「データ」ではまとめて腐食と記載していた。
- ・機器の材料の一部に誤記が認められた。

本件は、安全協定及び連絡基準に係る覚書に該当するものではないが、 原子力安全・保安院の公表にあわせ、県からも公表するもの。

> 原子力安全対策室 (直通) 076(225)1465 (県庁内線) 4234